

八幡平市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査(令和5年11月実施分)の結果を、同条第9項の規定により公表する。

令和5年12月25日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 岩根 修象

記

第1 監査の執行日時、対象及び場所等

期 日	対象課等	時 間	場 所
令和5年 11月13日	大 更 小 学 校	10:00 ~ 11:30	各学校
	松 野 小 学 校	13:15 ~ 14:45	
11月14日	健 康 福 祉 課	10:00 ~ 12:00	議会議事堂 理事者控室
	地 域 福 祉 課	13:15 ~ 16:30	
11月16日	学 校 給 食 セ ン タ ー	9:30 ~ 10:45	
	教 育 指 導 課	11:00 ~ 12:00	
	図 書 館	13:15 ~ 14:00	
	教 育 総 務 課	14:15 ~ 16:00	
11月17日	税 務 課	10:00 ~ 12:00	
	文 化 ス ポ ー ツ 課	13:15 ~ 16:30	

第2 監査執行者

監査委員 村山 巧
監査委員 岩根 修象

第3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行った。

第4 監査の方法

令和5年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既に実施した例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査する監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況（歳入・歳出）、業務委託契約（随意契約）の状況、工事契約（随意契約）の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、徴収金に関する調べ（指定債権のみ）、財産管理の状況（公有財産等の管理状況・未登記状況調書（土地））、職務に関連した現金等及び団体事務局の取り扱い状況、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況、年間スケジュール表

(各学校)

定期監査（学校）概要調書、学校取扱予算の執行状況、郵券残高等調、職務に関連した現金等の取り扱い状況、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況

(地域福祉課)

公立保育所の状況、私立保育所の状況、学童保育クラブの状況

第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

(1) 松野小学校

① 理科薬品受払簿の不備について【注意事項】

理科薬品を廃棄する場合は、令和3年1月に八幡平市教育委員会教育長名で通知された「理科室及び理科準備室の安全管理マニュアル」に基づいて、教育委員会に連絡するなどして、適切に処理することとされている。しかしながら、理科薬品受払簿の「確認者の確認印」の欄には、理科担当者のみが押印し、校長の欄は空欄となっている。これでは、書類上、決裁を受けないで理科薬品を廃棄したことになるので、廃棄に当たっては、校長に確認印をもらってから行うこと。また、品名は書いてあるものの、劇物・薬物の区分や単位が未記入となっており、理科薬品受払簿に不備が見られるので改善すること。

② 印鑑の保管方法について【注意事項】

預金通帳の印鑑の保管方法について確認したところ、校長室の袖机に入れて保管しているが、その机には鍵はなく、校長室の出入り口の扉が鍵付きとの説明があった。印鑑保管上のリスク管理、不正事案の未然防止の観点から、速やかに鍵の掛かる机に保管するなどの改善措置を講じられたい。

(2) 地域福祉課

① 児童福祉施設等産休等代替職員費補助金交付申請の書類の不備について【注意事項】

令和5年度の「八幡平市児童福祉施設等産休等代替職員費補助金」について、補助事業者である社会福祉法人から市に提出された補助金交付申請書を見ると、収支予算書の収入額の計欄は147,060円、支出額の計欄は384,000円となっており、金額が一致していない。市は、このような不備がある書類を受理することのないよう申請書が提出された際は、内容を審査し、間違いや記載漏れ等があった場合は、相手に差し戻して正しい書類を再提出させるなど、適切に対応する必要がある。今後においては、担当者はもとより、決裁権者を含めて、チェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努めること。

(3) 市立図書館

① 調定の起票漏れについて【注意事項】

令和5年度の電柱設置使用料に係る調定が、4月の契約日から半年後の10月に起票されている。調定は、原因の発生の都度行うことが基本であり、また、調定を正確に行うことで決算の誤りや実務の不備を未然に防げる極めて重要な収入行為であるため、起票を失念することなく、適時・適切に調定処理を行われたい。

(4) 教育総務課

① 見積年月日と受付年月日及び見積開封年月日の不整合について【注意事項】

令和5年度の「保土沢教員住宅アスベスト含有分析業務」について、見積書の年月日が令和5年6月30日となっているのに、見積書が同封されていた封筒の受付印は令和5年6月28日、見積開封年月日は令和5年6月29日となっており、時系列的に整合性が無い。これについて、同課は、「見積徴収の相手方が、市が提出期限とした年月日を記載して提出したためであり、日付を確認するために勝手に開封することはできず、見積開封の日までは確認はできない。」と説明している。これと同様のことを、令和2年度の同課の定期監査で取り挙げ、「注意事項」として指摘したところであり、この措置状況として、同課は、「今後、見積年月日は、見積書を提出する日とするよう、見積者に対して依頼する」と、監査委員に報告したにもかかわらず、今回、同じことが繰り返されたことは遺憾である。今後においては、改めて、見積者への依頼を徹底し、再発防止に努めること。

(5) 文化スポーツ課

① 支出命令書の不備について【注意事項】

令和5年度の「八幡平市芸術祭実行委員会事業費補助金」について、当該実行委員会の支出命令書の記載内容に多くの不備が見られる。具体的には、決裁年月日の年度の誤り、支出年月日より決裁年月日の日付が遅い、決裁年月日欄に決裁日の記載が無い、決裁欄への事務局長名の重複記載のほか、添付されている領収書控えにも、相手方氏名の不自然な表示などが見られる。今後においては、担当者はもとより決裁権者を含めて、決裁ラインにおけるチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努めること。